

取引適正化・料金透明化に向けた取組宣言

富士物産株式会社は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（下記液化石油ガス法）についてこれを遵守し、LP ガスが、国民生活や産業活動に不可欠な基本エネルギーとして信頼され、選択されるエネルギーとなるよう努めてまいります。

液化石油ガス法 改正省令（2024年4月2日公布）

概要および遵守内容

（1） 過大な営業行為の制限（2024年7月2日施行）

1. 正常な商慣習を超えた利益供与はいたしません。
2. 消費者の事業者選択を阻害するおそれのあるような条件付き契約締結等はいたしません。

（2） 三部料金制の徹底(設備費用の外だし表示・計上禁止)（2025年4月2日施行）

1. 基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制を徹底します。
2. LP ガス消費と関係のない設備費用の LP ガス料金への計上は致しません。
3. 賃貸住宅向け LP ガス料金においては、ガス器具等の消費設備費用についても、計上いたしません。

※上記1は新規契約・既存契約ともに適用。上記2及び3は新規契約のみ適用。

（3） LP ガス料金等の情報提供（2024年7月2日施行）

1. 入居希望者への LP ガス料金の事前提示をいたします。（入居希望者に直接又はオーナー、不動産管理会社、不動産仲介業者等を通じて提示）
2. 入居希望者から LP ガス販売事業者に対して直接情報提供の要請があった場合は、それに応じます。

2024年7月

富士物産株式会社
ホームサービス統括本部